

一般社団・財団法人の設立

(設立手続と定款)

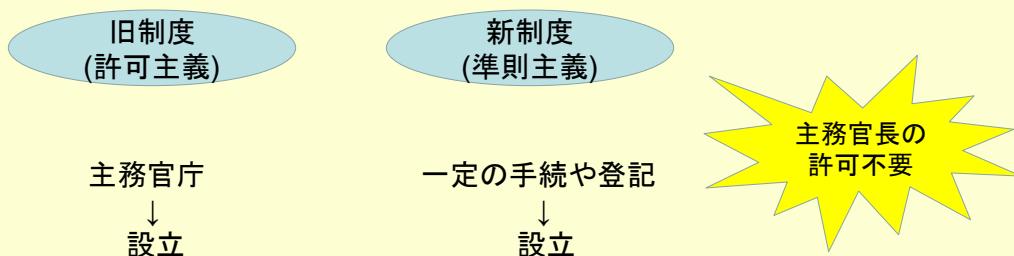
今回は一般社団・財団法人の設立手續と定款について概説する。

(ポイント)

- 一般社団・財団法人は一定の手続きや登記をするだけで設立可能
- 定款の「必要的記載事項」と「相対的記載事項」の相違点

1. 一般社団・財団法人の設立

一般社団法人の設立はその社員になろうとする者(設立時社員)が、一般財団法人の設立は生前処分による場合には設立者(遺言による場合には遺言執行者)が設立手續を進める。一般社団・財団法人の設立手續は次頁図のとおりである。なお公益法人とは、公益認定を受けた一般社団・財団法人を意味するので、公益認定の申請にあたっては、一般社団・財団法人としての設立登記を済ませておくことが必要になる。



2. 一般社団・財団法人の定款

一般社団・財団法人の設立時に重要なことは、定款の作成である。定款は法人の組織活動の根本規則であり、その記載内容によって法人の在り方も変わる。設立時の定款(原始定款)は、後の紛争や不正を防止するため、公証人の認証を受ける必要がある(一般法13、155)。定款の記載(電磁的記録も認められる)内容は、記載が義務付けられており、それを記載しなければ定款が無効になる「必要的記載事項」(一般法11Ⅰ、153Ⅰ)と、記載しなければ法律によってその効力が生じない「相対的記載事項」、および法律に違反していない限り任意に記載することができる「任意的記載事項」に分かれれる。

必要的記載事項
記載しなければ定款が無効になる
⇒目的、名称、主たる事務所の所在地など

相対的記載事項
記載しなければ法律によってその効力が生じない
⇒社員総会の決議要件(一般法49ⅠⅡ)、評議員の報酬等の額(一般法196)など

(裏面に続く)



一般社団・財団法人の設立

一般社団法人の主な設立手続

設立時社員による定款の作成(一般法10)
↓
公証人による定款の認証(一般法13)
↓
定款の備え置き(一般法14Ⅰ)
↓
設立時役員等(設立時理事・設立時監事・設立時会計監査人)の選任(一般法17Ⅰ)
↓
設立時理事等による設立手続の法令・定款違反の調査(一般法20)
↓
代表理事の選定(理事会設置一般社団法人の場合)(一般法21Ⅰ)
↓
設立の登記(一般法22)

一般財団法人の主な設立手続

設立者による定款の作成(遺言によることも可能)(一般法152)
↓
公証人による定款の認証(一般法155)
↓
定款の備え置き(一般法156Ⅰ)
↓
財産の拠出(一般法157)
↓
設立時評議員・理事・監事等の選任(定款で定めなかった場合)(一般法159)
↓
設立時理事・監事による財産の拠出の履行の完了および設立手続の法令・定款違反の調査(一般法161)
↓
代表理事の選定(一般法162Ⅰ)
↓
設立の登記(一般法163)

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益法人の会計諸課題検討>

内閣府公益認定等委員会・公益法人の会計に関する研究会が、平成28年度の報告書「平成28年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」を公表した。今回の検討においては、法人にとって煩雑で分かりづらいとの指摘がある公益目的取得財産残額の算定方法や、定期提出書類上の剩余金発生理由・解消計画の記載方法など、法人実務上、改善や明示が求められる点については一定の結論を得た。一方、特定費用準備資金の運用や遊休財産額算定上の控除対象財産の取扱いについては、より慎重かつ掘り下げた議論が必要との認識で一致し、今後も引き続き検討課題となった。公益目的取得財産残高別表Hのイメージ例としての簡易版に関しては、公益認定を受けて初めての年度や簡易版に拠ることのできない場合のために、現存の別表Hは存続するものと提言されている。今後の定期提出書類の様式変更に注意が必要だ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。